

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

秋冬季節闘争の取組みを！

生活を守るための闘いを来春闘の取組みにつなげよう！

しらゆり歯科

しらゆり歯科 不当労働行為救済の闘いは、県労委から中央労働委員会に場所を移しての闘いが始まります。

組合は、不当な県労委命令(8月18日)に対し、8月31日付けで中労委へ再審査請求を申立て、全方で再審査の準備を進めてきました。10月12日には、再審査申立ての理由をしたためた補充申立書と不当労働行為事実の調査には欠かせない使用者上林本人の証人尋問を求める証拠申出書を提出しました。

その補充申立書では、組合員が勝手に収納場所を変更した、使用者との面談では30分以上も非難した、さらに組合員が挨拶をしない、無視をする、陰口を言ったなどの間違った主張を事実のように評価、採用している命令は、使用者の準備書

面や上林ほかの陳述書で一方的に主張した間違った事実であり、さらに使用者本人の証人尋問におけるチェックを経ずして事実のように認定しているとして正すよう求めています。

そして、組合への不当労働行為については、組合員の雇止めは反組合的な意思や動機には基づかなく、不利な扱いは当然(労組法第7条1号)、組合の団結権組合への支配介入(6号)を侵害しているものではないとしています。しかし、事実は、職場のトラブルを契機に3名が職場から組合に加入したが、裁判では無効とされたが最も強い制裁の懲戒解雇になり次いで予備的主張によって雇止めとなった。さらに組合の茅ヶ崎駅前での抗議行動のビラ配布や、春闘要求提出で交渉

を求めると使用者が応じないことから県労委へのあつせん申請など組合活動が活発化している中で職場に唯一残った組合員が雇止めされ、一年も経たずして職場からは排除されました。これは組合員弱体化しないしは、反組合的な結果が生じているのであり、岡山燃焼事件判例では「客観的に・・・組合の運営に対し影響が及ぼした事実がある以上、たとえ発言者に主観的認識乃至目的がなかったとしても労組法7条3号にいう組合の運営に関する介入があつたものと解するのが相当」とされることを示めし中労委の正しい判断を求めるものとなっております。

第1回期日は、12月7日 13時30分中央労働委員会(東京)です。ご支援よろしくお願いたします。(佐藤)

正当な命令を求める中労委第1回期日 12/7 迫る！

2021年も残すところ2か月となりました。全国一般神奈川各支部・職場では、冬季一時金交渉が始まっています。生活を守るため、この秋・冬、すべての職場で冬季一時金要求をはじめ、労働条件の改善に取り組みましょう。私たちはこれまで、職場での活動の強化を掲げ、毎年春闘を取り組んできました。今春闘では、16の支

部・職場で賃上げ、労働条件の改善を使用者と協議してきました。賃上げ等、使用者と合意できた職場もありますが、合意できないまま継続となっている職場、あるいは合意できていない課題が山津いとなつていきます。今秋闘・冬闘で冬季一時金の要求・協議と、継続する課題の協議を進めていきましょう。春闘時の労使協議の中で、合

意できていない課題について、積み上げてきた協議の到達点を更に一歩前進させていきましょう。この秋・冬の取り組み、成果が来春闘に繋がっていきます。毎年減り続けている実質賃金の回復、年収ベースでの改善、職場の環境改善を求め、すべての支部・職場で秋闘・冬闘を取り組もう！

(委員長 沢口)

スケジュール

- 11月10日 19時 事務所 神奈川合同支部会議
- 11月11日 16時 局 郵政小田原東局団体交渉
- 11月11日 19時 事務所 神奈川県共闘幹事会
- 11月13日 14時 星川 みんなのみのり会議
- 11月14日 10時 事務所 機関紙発送作業
- 11月16日 15時 中労委 しらゆり歯科中労委労働委員面談
- 11月17日 19時 事務所 神奈川労働相談センター勉強会
- 11月18日 19時 横浜ヤングボウル 神奈川県共闘ボウリング大会
- 11月20日 17時30分 事務所 横浜MCA会議
- 11月21日 10時 事務所 神奈川PFT会議
- 11月21日 14時 寿公園 寿労働相談
- 11月22日 15時 空づ ビステオン賞金未払請求裁判第8回弁論
- 11月22日 19時 事務所 全国一般神奈川 第2回担当者会議
- 11月23日 12時 事務所 横浜交通開発会議
- 11月23日 17時 横浜 エイボン会議
- 11月25日 17時30分 横浜西口 JAL横浜西口情宣行動

平和憲法を活かそう！ 11・3憲法大行動に参加



国会議事堂前に集まる参加者

衆議院選挙が終わったばかりの11月3日、「平和といのちと人権を！11・3憲法大行動」憲法公布75年とともに時代を切り拓こう！と国会前集會が開催され、国会前には1万2千人が集まりました。組合からも4名が参加しました。

14時から始まった集會では高田主催者代表が国会議事堂をバックにあいさつに立ち「衆議院選挙が終わった。市民連合、立憲野党連合として闘い、62の小選挙区で野党候補が勝利し大物議員を落選させることができ共闘の成果があった。しかし与党議員が過半数で、改憲勢力が2/3の

議席を占めることとなり改憲は危機的状況になっていく。共闘は始まったばかりだ。私たちの前には、憲法、安保、コロナ、辺野古、ジェンダー、環境問題など多くの課題がある。今、憲法公布75年目のこの日に希望と、確信をもってその出発点としたい。共に闘おう。」と発言。その後、各政党から連帯の挨拶、そしてゲストスピーカーからは、「憲法の今」「ジェンダーの課題」「コロナ禍と貧困・格差」をテーマとするアピールが続き、大きな拍手が起こりました。集會は約1時間30分で終了し帰路につきました。

憲法公布から75年目となり、平和憲法が活かされる社会とするためにも市民が連帯し・立憲野党の共闘を進め、憲法を活かし戦争をしない国へ、そして安全で安心して暮らせる社会に向けて共に闘いましょう。

(佐藤)

1023ユニオン 合同労組連絡会 第6回全国交流学習会Zoomで開催される



ユニオン合同労組連絡会は、連合内部で合同労組運動をやつてきて、全国協に合流した福岡、岐阜、三重と個別のユニオン運動をやつてきた部分と、全国一般全国協運動をやつてきた部分で結成されて6年が経過している。交流会はZoomで全国50か所以上を繋げて行われた。同じ合同労組運動を展開している共通点はある。自治労傘下の特典を利用するなど、それぞれの違いもある。講演した専修大学の兵頭教授は、「労働組合は民主主義の学校である」と締めくくった。議論は「非正規の労働者の組織化、労働相談の活用、ウーバー・イーツなど雇用契約によらない労働者の運動、次世代の指導部の形成、最低賃金等々に及び、いろいろ考えさせられた交流会であった。圧倒的多数の労働者が、労働者としての権利を奪われ、コロナ禍で解雇・雇い止めの運命を強要されている今日、企業内組合

た専修大学の兵頭教授は、「労働組合は民主主義の学校である」と締めくくった。議論は「非正規の労働者の組織化、労働相談の活用、ウーバー・イーツなど雇用契約によらない労働者の運動、次世代の指導部の形成、最低賃金等々に及び、いろいろ考えさせられた交流会であった。圧倒的多数の労働者が、労働者としての権利を奪われ、コロナ禍で解雇・雇い止めの運命を強要されている今日、企業内組合

た専修大学の兵頭教授は、「労働組合は民主主義の学校である」と締めくくった。議論は「非正規の労働者の組織化、労働相談の活用、ウーバー・イーツなど雇用契約によらない労働者の運動、次世代の指導部の形成、最低賃金等々に及び、いろいろ考えさせられた交流会であった。圧倒的多数の労働者が、労働者としての権利を奪われ、コロナ禍で解雇・雇い止めの運命を強要されている今日、企業内組合

(采山)

団結バーベキュー・in野島公園開催



コロナが一段落する中、2年ぶりに第5回の団結バーベキューを野島公園で開催しました。



場所取り、買い出し、料理番、交流担当などなど皆様大変、辛苦労様でした。30人もの組合員が集まり、焼き肉、焼きそば、サラダ、豚汁など品数豊富で大満足のバーベキューでした。あつという間の5時間、時間を忘れてのリフレッシュとなりました。

